

農地の無断転用は違反です

農地の転用とは

田や畑などの農地を駐車場や資材置場（一時的な場合を含む）、住宅、工場、道路、山林など耕作以外の目的で用いることを農地の転用といえます。

市街化調整区域内の農地の転用には許可が必要であるため、許可を得ずに使用すると無断転用となり、法律違反となります。

なぜ許可が必要なのか

農地はお米や野菜を生産する役割以外にも生き物を育む役割、自然災害を防止する役割をもっています。

これらを守るため、農地の転用は農地法による規制がかけられています。

無断転用するとどうなるの

無許可での転用や、申請と異なる目的での使用は農地法の違反となります。

この場合、都道府県知事等は農地への原状回復命令を出すことができ、従わない場合は三年以下の懲役または三百万円以下の罰金（法人は一億円以下の罰金）が課せられます。

れる可能性があります。

田や畑に家を建てたい、資材置場として借りたいといわれた際は、農地が所在する農業委員会窓口までご相談ください。

すでに無断転用やれつる場合

登記地目が田や畑など農地であるにもかかわらず、現況が駐車場や資材置場など農地以外になっている場合は過去に無断転用されている可能性があります。相続した土地が無断転用されていた例もありますので、無断転用が明らかになった場合は至急、農業委員会へご相談ください。

問合せ先 農業委員会事務局（まちづくり推進課） ☎ 95-1614

休日診療当直医療機関

市外局番 (0587)

8月3日	かつし家庭医療医院	92-3320
10日	さのクリニック	94-0222
11日	さくら総合病院	95-6711
17日	さくら総合病院	95-6711
24日	KAMIO クリニック	93-0137
31日	江口医院	93-2626

診療時間 午前9時から正午、午後2時から5時

夜間は、救急医療情報センター ☎ 0586-72-1133 へお問い合わせください。

症状の緊急度を素早く判定！救急車を呼ぶ目安に！

全国版救急受診アプリ Q 助（きゅーすけ）

総務省消防庁が作成したアプリ。

病院を受診するか、救急車を呼ぶかなど、迷った時の判断の手助けになります。（無料）

※アプリの通信料は

各自ご負担ください。



Q 助
（きゅーすけ）

こどもの救急

休日や夜間、お子さんの症状にどう対処したらよいか、迷ったときにご利用ください。

愛知県小児救急電話相談

小児科医師や看護師に電話で相談ができます。

☎ #8000 または ☎ 052-962-9900

（毎日午後7時から翌朝午前8時）

日本小児科学会ホームページ「こどもの救急」

お子さんの症状に応じた対応を確認することができます。

日本小児科学会ホームページ「こどもの救急」から検索してください。



かかりつけ医が休診となる土日祝にご利用いただける小児救急外来です

こども救急診療室

江南市高屋町大松原 137 番地（江南厚生病院内）

☎ 0587-51-3333

受付時間 土曜、日曜、祝日

午前 8 時 30 分から 11 時 30 分

午後 1 時から 4 時 30 分